平成２２年（フ）第４９号
兵庫県小野市黒川町602番地の１　さくらハイツ102
債務者　作間　清志
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第２３号
香川県高松市茜町22番31ミラハイツ303号
債務者　濱野ちよみ（旧姓秋山）
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第６６号
香川県高松市香川町大野2200　県住17棟106
債務者　加藤　幸美（旧姓今田）
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１４５号
香川県高松市多賀町２丁目７番４号福家マンション３階２号室
債務者　岩崎　光良
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１６８号
香川県さぬき市志度4500番地223
債務者　川村ケイ子（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２９号
北海道日高郡新ひだか町東静内58番地
債務者　中村　貞美
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第３３号
北海道日高郡新ひだか町静内御幸町４丁目２番２号
債務者　岩切　隆夫
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第３４号
北海道浦河郡浦河町東町かしわ１丁目３番31号
債務者　辻　　忠男
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第３５号
北海道浦河郡浦河町荻伏町25番地
債務者　北野原亮司
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第８９号
北海道小樽市張碓町540番地９、前住所北海道小樽市望洋台２丁目16番219号
債務者　須郷　貴子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第９７号
北海道小樽市新光１丁目28番639号
債務者　木村　　猛
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１０４号
北海道小樽市末広町34番５号、前住所北海道小樽市松ヶ枝１丁目34番９号
債務者　渡邉　善雄
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第９８号
北海道苫小牧市拓勇西町６丁目８番地の９レオパレスゆたか103号
債務者　吉岡　　鷹
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１０２号
北海道苫小牧市泉町１丁目13番12号　ハイツまるいＮＯ148―101号
債務者　林　由利子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第３９５号
仙台市青葉区旭ケ丘２丁目15番26号　旭栄荘101
債務者　堺　　弘志
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４９５号
宮城県名取市名取が丘３丁目４番３―405号県営名取谷津山住宅
債務者　紺野　誠二
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５１４号
仙台市青葉区折立５丁目４番６号　県営折立住宅６号棟202
債務者　菅澤　郁子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係